

年金をあきらめないで

老齢基礎年金は、25年の資格期間を満たした方が、65歳になると支給されます。

老齢基礎年金などの公的年金は、支給される条件がそろえば自動的に支給されるものではありません。本人が必要な書類を提出して「裁定請求」という手続きを行い、それが認められて初めて支給されることになります。

しかし、加入期間が25年に満たないからといって、はじめから裁定請求の手続きをあきらめないでください。

カラ期間について

公的年金には、「カラ期間」というものが設けられています。カラ期間とは、年金額には反映されませんが、25年の資格期間には含まれる期間のことです。このカラ期間と年金の加入期間を合わせた期間が25年以上あれば、老齢基礎年金の資格期間を満たしたことになります。

主なカラ期間は、国民年金に任意加入できたのに任意加入しなかった期間など、次の4つの期間のうち、昭和36年4月以後の20歳以上60歳未満の期間とされています。

- ①厚生年金などの加入者の被扶養配偶者であった昭和61年3月以前の期間
- ②学生であった平成3年3月以前の期間
- ③海外在住の期間（任意加入できなかった昭和61年3月以前の期間を含めます）
- ④厚生年金・船員保険から脱退手当金を受けた昭和61年3月以前の期間（昭和61年4月以後に国民年金の加入期間がある場合に限ります）

ご自分に、これらのカラ期間があると思われる方は、年金の受給権に結びつくこともありますので、役場または年金事務所に相談してください。

※カラ期間は、障害や遺族基礎年金の受給に必要な資格期間を判定する場合においても、同様に計算の対象とされます。

※老齢基礎年金の資格期間を満たして厚生年金の加入期間が1年以上ある昭和36（女子は41）年4月1日以前生まれの方については、生年月日に応じて60歳～64歳から60歳台前半の老齢厚生年金が支給されます。

※その他、詳細については年金事務所にお問合せください。

国民年金

〈問合先〉

岐阜南年金事務所

☎273-6161



教育委員会だより

確かな職業観・勤労観を育む 「地域社会人の育成」

高い志とグローバルな視野をもって夢に挑戦し、家庭・地域・職場で豊かな人間関係を築き、地域社会の一員として考え行動できる『地域社会人』…岐阜県教育の目指す人間像です。

近年、自分自身の進路を決められない若者や社会に出ることに不安を抱える若者、一度就職しても、すぐに離職してしまう若者が増えてきています。

そこで、確かな職業観や勤労観を育むために、学校でもキャリア教育に力を入れています。キャリア教育では、

- ・児童生徒が、学ぶことや働くことの意義や役割を理解する
- ・夢や希望をもって、前向きに自己の将来を設計する
- ・自らの意志と責任で、よりよい進路の選択、決定を行う

・様々な方とコミュニケーションを図りながら、協力、協働してものごとに取り組む
これらの力を身につけることをねらいとしています。

例えば、中学校では、職場体験など実際に「働く」ことを経験して職業について考えたり、小学校でも、学校内外での勤労生産やボランティア活動への参加を通して「働く」ことの喜びや意義を学んだりしています。

一方、家庭の中でも家事を分担するなどして、子どもに仕事を任せるとは、子どもに責任感や忍耐力を育む上でも、大切なことです。

このように、子どもに確かな職業観や勤労観を育み、職業に対する意識を醸成していくには、家庭と学校、地域がキャリア教育の意義を相互に理解し、子どもたちに関わっていくことが、大変重要であるといえます。

羽島郡では、家族の一員として一生懸命働く小学生の姿や、真剣な眼差しで職場体験に励む中学生の姿が、町内各所で見られるようになってきました。

今後、自分自身の「夢」や「将来像」について真剣に考え、自分の願いに向かって、ひたむきに努力できる若者が増えていくことを願っています。

教育電話相談

～悩んだら気軽に電話してください～

羽島郡二町教育委員会

☎ 245-1133